

特定健康診査等実施計画
【第 4 期】

自動車振興会健康保険組合

令和 6 年 4 月

はじめに

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を維持し、医療制度を将来にわたり維持可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者は、40歳～74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することとされた。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の改正に伴い、6年(改正前の第2期までは5年)を1期として特定健康診査等実施計画を定めるものであり、当健康保険組合の第4期特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、第4期は、第3期までの結果を受けて、原則として従来 of 階層化基準や保健指導の考え方については踏襲することになったものの、保険者が実施しやすく、対象者が利用しやすくするために、特定健康診査では、血中脂質検査における中性脂肪において、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合は、食直後を除き随時中性脂肪による血中脂質検査が認められた。また、問診票の質問内容が一部変更された。特定保健指導においては、評価方法にアウトカム評価が導入され、達成目標には生活習慣病予防につながる行動変容(食習慣や運動習慣等の改善)が追加された。これにより一層の成果が求められることとなった。

第4期においては、当健康保険組合としても、これらの改正に対応していくためにも、事業主との協力連携をより強固なものとし、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率及び成果の更なる向上を図ることとする。

自動車振興会健康保険組合の現状

当健康保険組合(以下「当組合」という。)は、自動車販売及び自動車部品の製造、販売等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

令和5年12月現在の事業所数は301で、その本社は全国16都道府県に所在する。

支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊(1都3県)に在勤している被保険者の割合は45%、それ以外の地区に在勤している被保険者の割合は55%である。

加入事業者は、中小の事業所が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の約35%を占め、さらに100人未満の事業所でみると全体の約69%を占めている。

なお、当組合に加入している被保険者の平均年齢は44.2歳で、男性が全体の約82%を占める。

健康診断については、都内及び隣接県(50km圏内)の被保険者は、健診車による巡回健診を実施し、全国12都市の被保険者は当組合契約医療機関において、それ以外の被保険者については、最寄りの医療機関において補助金制度にて実施している。

また、人間ドックについては、当組合健康管理センターにおいて40歳以上の者を対象として行い、契約医療機関において受けた場合は補助を実施している。

なお、健康管理センターは、当組合の会館内に所在し、常勤の医師・管理栄養士・臨床検査技師が3名、非常勤の医師等が10名在籍している。

令和4年度の基本健診の実施人数は、

	受診者数	40歳以上(再掲)
都内隣接県地区総合巡回健診	17,290人	9,424人
遠隔地指定地区健診	14,880人	8,753人
健康診断補助金	7,905人	3,673人
組合内人間ドック	1,709人	1,709人
契約医療機関人間ドック	10,423人	10,423人
婦人生活習慣病予防健診	3,973人	3,973人
東振協委託特定健診	1,030人	1,030人
組合内特定健診	177人	177人
家族健康診断補助金	34人	—
計	57,421人	39,162人

第3期特定健康診査等実施計画に基づく達成状況等

特定健康診査及び特定保健指導については、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、目標達成に向け、様々な取組みを実施し保険者として努力を行ってきたところである。

特定健康診査の被保険者の受診率は、変わらず高い水準を維持している。被扶養者については、受診勧奨をしてはいるが目標値には届かず、引き続き課題を残す結果となった。

また、特定保健指導については、新型コロナウイルスの影響もあり実施率が落ち込んだものの、徐々に回復してはいるが、目標実施率の達成には至らなかった。

なお、国に報告した平成30年度以降の受診状況は、以下のとおりとなっている。

※令和6年2月現在

【特定健康診査】		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (推計)
被 保 険 者	対象者数 (人)	33,541	34,019	34,780	33,936	37,042	39,295
	受診者数 (人)	29,754	30,586	30,995	30,786	34,158	36,505
	受診率 (%)	88.7 %	89.9 %	89.1 %	90.7 %	92.2 %	92.9 %
被 扶 養 者	対象者数 (人)	13,420	13,530	13,132	12,494	13,112	13,939
	受診者数 (人)	4,614	4,975	3,972	3,987	4,284	4,209
	受診率 (%)	34.4 %	36.8 %	30.2 %	31.9 %	32.7 %	30.2 %
総 計	対象者数 (人)	46,961	47,549	47,912	46,430	50,154	53,234
	受診者数 (人)	34,368	35,561	34,967	34,773	38,442	40,714
	受診率 (%)	73.2 %	74.8 %	73.0 %	74.9 %	76.6 %	76.5 %

【特定保健指導】		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (推計)
動 機 付 け	対象者数 (人)	2,927	3,065	3,071	3,033	3,071	3,100
	実施者数 (人)	670	661	513	561	673	650
	実施率 (%)	22.9 %	21.6 %	16.7 %	18.5 %	21.9 %	21.0 %
積 極 的	対象者数 (人)	5,041	5,456	5,380	5,089	5,390	5,300
	実施者数 (人)	681	616	431	332	458	358
	実施率 (%)	13.5 %	11.3 %	8.0 %	6.5 %	8.5 %	6.8 %
総 計	対象者計 (人)	7,968	8,521	8,451	8,122	8,461	8,400
	実施者数 (人)	1,351	1,277	944	893	1,131	1,008
	実施率 (%)	17.0 %	15.0 %	11.2 %	11.0 %	13.4 %	12.0 %

I 目標

1 特定健康診査の受診に係る目標

令和11年度における特定健康診査の受診率を85.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の受診率(目標)を以下のように定める。

目標受診率

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	保険者 種別目標
被保険者	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	—
被扶養者	34.7%	39.6%	44.5%	45.5%	46.5%	47.5%	—
被保険者+被扶養者	78.0%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	85.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

被保険者+被扶養者

(人)

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	保険者 種別目標
40歳以上対象者(推計)	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	—
特定保健指導対象者数(推計)	8,500	8,400	8,300	8,200	8,100	8,000	—
目標実施率	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%	30.0%
目標実施者数	1,700	1,848	1,992	2,132	2,268	2,400	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25.0%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400
40歳以上対象者	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400
目標受診率	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%
目標受診者数	37,572	37,976	38,380	38,784	39,188	39,592

被扶養者

(人)

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
40歳以上対象者	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
目標受診率	34.7%	39.6%	44.5%	45.5%	46.5%	47.5%
目標受診者数	4,860	5,544	6,228	6,368	6,508	6,648

被保険者＋被扶養者

(人)

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400
40歳以上対象者	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400
目標受診率	78.0%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
目標受診者数	42,432	43,520	44,608	45,152	45,696	46,240

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400
動機付け支援対象者	3,000	3,086	3,202	3,277	3,350	3,422
目標実施率	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%	36.0%	40.0%
目標実施者数	690	802	929	1,049	1,206	1,369
積極的支援対象者	5,500	5,487	5,452	5,347	5,240	5,132
目標実施率	18.4%	19.8%	21.1%	22.3%	22.8%	23.3%
目標実施者数	1,010	1,084	1,148	1,193	1,195	1,197
保健指導対象者計	8,500	8,573	8,654	8,624	8,590	8,554
目標実施率	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%
目標実施者数	1,700	1,886	2,077	2,242	2,401	2,566

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

ア 特定健康診査

都内隣接県地区総合巡回健診及び遠隔地指定地区健診は、健診車により各事業所又は公共施設等において行う。

契約医療機関人間ドックは、当組合契約医療機関及び健康保険組合連合会契約医療機関において行う。

組合内人間ドック及び組合内特定健診は、当組合健康管理センターで行う。

婦人生活習慣病予防健診及び東振協委託特定健診は、一般社団法人東京都総合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）契約医療機関又は公共施設等において行う。

また、健康診断補助金を利用する場合は、受診者の任意の医療機関（一定要件を満たす必要あり）で受診することができる。

イ 特定保健指導

特定保健指導は、①当組合に来所、②各事業所へ訪問、③ICTを活用（オンライン）、④東振協等に業務委託の方法で実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

都内隣接県地区総合巡回健診は、一般社団法人労働保健協会に委託し実施する。

遠隔地指定地区健診については、札幌地区を公益財団法人北海道労働保健管理協会に、仙台地区を一般財団法人杜の都産業保健会に、新潟地区を一般財団法人新潟県けんこう財団に、宇都宮・前橋地区を一般財団法人日本健康管理協会新宿健診プラザに、滋賀地区を一般財団法人近畿健康管理センターに、名古屋地区を一般社団法人オリエント労働衛生協会に、京都地区を一般財団法人京都工場保健会に、大阪地区を一般財団法人日本予防医学協会西日本事業本部に、広島地区を一般財団法人広島県集団検診協会に、高松地区を公益財団法人香川県予防医学協会に、福岡地区を公益財団法人福岡労働衛生研究所に、宮崎地区を公益財団法人宮崎県健康づくり協会にそれぞれ委託し実施する。

契約医療機関人間ドックについては、奈良・和歌山・島根・高知・愛媛の5県を除く42都道府県の208医療機関（令和6年1月現在）と契約し実施する。

婦人生活習慣病予防健診及び一部の特定健診は、東振協に委託し実施する。

イ 特定保健指導

遠隔地にいる被保険者・被扶養者で I C T の環境が無い場合や当組合への来所等による実施が困難である場合は、東振協等に委託し実施する。

(5) 受診方法

巡回型の都内隣接県地区総合巡回健診及び遠隔地指定地区健診は、契約医療機関と各事業所とで日程等の調整を行い実施する。

組合内人間ドック、婦人生活習慣病予防健診、組合内特定健診及び東振協委託特定健診については、事前に当組合へ所定の利用申込書を提出し、承認を得た後に受診する。

契約医療機関人間ドック、補助金支給型の健診については、原則、受診後に所定の補助金支給申請書に領収書等を添付の上、当組合へ提出し、補助金の支給を受ける。

(6) 周知・案内方法

毎年度、全事業所へ「健康保険組合ガイドブック」を送付し、周知する。

また、当組合の発行する健保ニュース等で案内するとともに、ホームページにおいて実施案内を掲載する。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約もしくは実施医療機関又は事業所等から電子データを随時（又は月単位）に受領して、当組合で保管する。

また、特定保健指導に係るデータは、委託実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、データの保管年数は、当組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者

特定保健指導の対象者については、特定健康診査の結果を当組合において階層化して抽出する。

なお、65歳以上の者については、判定が「積極的支援」に該当しても「動機付け支援」となる。また、糖尿病・高血圧症・脂質異常症の服薬を行っている者は、特定保健指導の対象外となる。

IV 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当組合の個人情報保護管理規程を遵守し、適正に取り扱うこととする。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、当組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、健保ニュースやホームページに掲載し、公表・周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当組合に所属する管理栄養士等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。